



県章

山形県公報

平成30年3月16日（金）

第2927号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商業・県産品振興課）…212

告 示

- 昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部改正……………（水大気環境課）…同
- 昭和52年3月県告示第385号（酒田港本港地区水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部改正……………（同）…同
- 昭和58年3月県告示第372号（酒田港外港地区及び北港地区水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部改正……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…213
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…214
- 家畜の検査の実施……………（畜産振興課）…同
- 同……………（同）…215
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…216
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…同
- 海岸保全区域の指定……………（空港港湾課）…217
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…218
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

議 会 関 係

規 則

○山形県議会会議規則の一部を改正する規則……………220

公安委員会関係

規 則

○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

公 告

○平成30年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）…221

正 誤

規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第15号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第187号

昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">鬼面川（全域）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">イ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">生物A</td> <td style="text-align: center;">イ</td> </tr> </table>	鬼面川（全域）	A	イ		生物A	イ	」	を	「	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">鬼面川（全域）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">イ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">生物A</td> <td style="text-align: center;">イ</td> </tr> <tr> <td style="width: 40%;">最上川（全域）</td> <td style="text-align: center;">生物A</td> <td style="text-align: center;">イ</td> </tr> </table>	鬼面川（全域）	A	イ		生物A	イ	最上川（全域）	生物A	イ	」	に改め
鬼面川（全域）	A	イ																				
	生物A	イ																				
鬼面川（全域）	A	イ																				
	生物A	イ																				
最上川（全域）	生物A	イ																				

る。

山形県告示第188号

昭和52年3月県告示第385号（酒田港本港地区水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項」に、

「A」を「B」に改める。

山形県告示第189号

昭和58年3月県告示第372号（酒田港外港地区及び北港地区水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項」に、

「A」を「B」に改める。

山形県告示第190号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社エスト	さふらん上山店 上山市仙石字元糸目797	福祉用具貸与	平成30. 2. 21
株式会社エスト	さふらん上山店 上山市仙石字元糸目797	特定福祉用具販売	同

山形県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社エスト	さふらん上山店 上山市仙石字元糸目797	介護予防福祉用具貸与	平成30. 2. 21
株式会社エスト	さふらん上山店 上山市仙石字元糸目797	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第192号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
山形エステック株式会社	ひまわりヘルパーステーション 村山市大字富並919番地	訪問介護	平成30. 2. 28
株式会社ル・アリアンス	福祉用具・レンタルえんむすび 山形市桜田東四丁目1番26号1階	福祉用具貸与	同
株式会社ル・アリアンス	福祉用具・レンタルえんむすび 山形市桜田東四丁目1番26号1階	特定福祉用具販売	同
株式会社昭栄	さふらん上山店 上山市仙石字元糸目797	福祉用具貸与	同
株式会社昭栄	さふらん上山店 上山市仙石字元糸目797	特定福祉用具販売	同

山形県告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
山形エステック株式会社	ひまわりヘルパーステーション 村山市大字富並919番地	介護予防訪問介護	平成30. 2. 28
株式会社ル・アリアンス	福祉用具・レンタルえんむすび 山形市桜田東四丁目1番26号1階	介護予防福祉用具貸与	同
株式会社ル・アリアンス	福祉用具・レンタルえんむすび 山形市桜田東四丁目1番26号1階	特定介護予防福祉用具販売	同
株式会社昭栄	さふらん上山店 上市市仙石字元糸目797	介護予防福祉用具貸与	同
株式会社昭栄	さふらん上山店 上市市仙石字元糸目797	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第194号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆^{スズメ}病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、上市市、尾花沢市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、最上郡金山町、同郡舟形町、東置賜郡川西町、西置賜郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

<p>牛のヨーネ病の検査</p>	<p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（4から6までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの</p>
<p>鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査</p>	<p>種卵を採取することを目的として飼養している鶏</p>
<p>蜜蜂の腐蛆病の検査</p>	<p>採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの</p>
<p>牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査</p>	<p>実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛</p>

4 実施の期日及び場所

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応法による検査、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第195号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

4 実施の期日及び場所

- (1) 期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第196号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

上山市

2 調査を行った期間

平成27年4月13日から平成29年2月23日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

上山市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

鶴脛町一丁目、湯町、元城内、十日町及び新湯の各一部

5 認証年月日

平成30年2月27日

山形県告示第197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小国町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

小国町都市計画区域内

2 公共測量を実施した期間

平成29年6月14日から平成30年2月28日まで

3 作業の種類

公共測量（空中写真測量、数値図化）

山形県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき三川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 三川都市計画下水道

(2) 名称 三川町公共下水道

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

白鷹町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 白鷹都市計画下水道事業
- (2) 名称 白鷹公共下水道

3 変更の内容

事業地の変更及び事業施行期間の変更

4 事業施行期間

昭和51年9月10日から平成36年3月31日まで

山形県告示第200号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和60年6月県告示第832号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

海岸名	指定区域	指定年月日
山形県沿岸鶴岡海岸加茂港 今泉地先海岸	基点1から基点4まで、補助点4-1、補助点1-1を順次結んだ線及び基点1と補助点1-1を結んだ線によって囲まれた区域及び基点5から基点13まで、補助点13-1、補助点8-1、補助点7-2、補助点7-1、補助点6-1、補助点5-1を順次結んだ線及び基点5と補助点5-1を結んだ線によって囲まれた区域 基点及び補助点の表示（方位は真方位とする。） 基点1 鶴岡市今泉字内山沢1番地内の標柱の位置（北緯38度45分19秒、東経139度43分34秒） 基点2 基点1から33度55メートルの地点 基点3 基点2から53度150メートルの地点 基点4 基点3から39度45メートルの地点 補助点1-1 基点1から310度93メートルの地点 補助点4-1 基点4から308度97メートルの地点 基点5 鶴岡市今泉字真台375の3番地先の標柱の位置（北緯38度45分30秒、東経139度43分41秒） 基点6 基点5から26度30分73メートルの地点 基点7 基点6から85度210メートルの地点 基点8 基点7から67度280メートルの地点 基点9 基点8から104度125メートルの地点 基点10 基点9から190度25メートルの地点 基点11 基点10から139度117メートルの地点 基点12 基点11から79度22メートルの地点 基点13 基点12から338度104メートルの地点 補助点5-1 基点5から280度100メートルの地点 補助点6-1 基点6から313度340メートルの地点 補助点7-1 基点7から346度280メートルの地点 補助点7-2 基点7から18度30分370メートルの地点 補助点8-1 基点8から328度146メートルの地点 補助点13-1 基点13から359度98メートルの地点	平成30年3月16日

山形県告示第201号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。
平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成30年2月27日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
後藤 浩一 第8841号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

山形県告示第202号

次の開発行為は、完了した。
平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成29年12月7日 指令村総建第241号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
上山市三本松88-2、88-7、88-8、110-1、110-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上山市三本松110番地の1 木村 利光

山形県告示第203号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「米沢市丸の内二丁目4番11号」 を 「米沢市丸の内二丁目4番19号」 に、

「	米沢南支店	「 本町一丁目2番25号	「	を
	米沢駅前支店	「 東三丁目1番46号	「	
「	米沢駅前支店	「 東三丁目1番46号	「	に、
	真室川支店	最上郡真室川町大字新町127番地の2	「	
「	狩川支店	東田川郡庄内町狩川字小野里45番地	「	を

真室川支店	最上郡真室川町大字新町127番地の2	〃	〃
-------	--------------------	---	---

に、

米沢北支店	米沢市門東町三丁目1番5号	〃	〃
-------	---------------	---	---

を

米沢北支店	米沢市門東町三丁目1番5号	〃	〃
-------	---------------	---	---

に、

米沢南支店	〃 丸の内二丁目4番19号	〃	〃
-------	---------------	---	---

東根支店本町出張所	東根市大字東根甲537番地	〃	〃
-----------	---------------	---	---

を

東根支店本町出張所	東根市大字東根甲537番地	〃	〃
-----------	---------------	---	---

に改める。

狩川支店	東田川郡庄内町余目字三人谷地167番地	〃	〃
------	---------------------	---	---

附 則

この規程は、平成30年3月19日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中

米沢市丸の内二丁目4番11号

を

米沢市丸の内二丁目4番19号

に改める部分は公布の日から、

米沢南支店	〃 本町一丁目2番25号	〃	〃
-------	--------------	---	---

を

米沢駅前支店	〃 東三丁目1番46号	〃	〃
--------	-------------	---	---

米沢駅前支店	〃 東三丁目1番46号	〃	〃
--------	-------------	---	---

に改める部分及び

米沢北支店	米沢市門東町三丁目1番5号	〃	〃
-------	---------------	---	---

を

〃	米沢北支店	米沢市門東町三丁目1番5号	〃	〃
〃	米沢南支店	〃 丸の内二丁目4番19号	〃	〃

に改める部分は同月26日から施

行する。

議 会 関 係

規 則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

山形県議会議長 志 田 英 紀

山形県議会規則第1号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

山形県議会 広報・広聴 委員会	議会広報・広聴のあり 方についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員長
-----------------------	------------------------	---------------	----------

を

山形県議会 広報・広聴 委員会	議会広報・広聴のあり 方についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員長
山形県議会 危機管理委 員会	災害発生時等における 県議会の危機管理対応 についての協議	山形県議会 会派協議会 の構 成 員 (議長及び 副議長を除 く。)、各常 任委員会の 委員長及び 議長が指名 する議員	危機管理委員長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 関 係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

山形県公安委員会

委員長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第3号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	鶴岡市大岩川字中川原38番1から鶴岡市山田字小京田223番3まで	を
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	鶴岡市大岩川字中川原38番1から鶴岡市山田字小京田223番3まで	に、
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	米沢市万世町刈安字栗子森24281番3から米沢市窪田町小瀬字江中子675番1まで	
一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字本合海字福宮3342番1まで	を
一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字本合海字福宮3342番1まで	に改
一般国道47号	東田川郡庄内町常万字向田2番11から東田川郡庄内町跡字殿腰248番まで	

める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成30年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成30年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年10月13日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成30年6月15日（金）から同月29日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課において同月29日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023(630)2329）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成29. 9. 26	第2881号	973	下から9	(1) 2	(1) 3
同	同	同	下から8	(2) 2	(2) 3